

研究助成金取扱規程

財団法人日本リハビリテーション振興会研究助成金（以下「助成金」という。）による研究事業については、この取扱規程に定めるところによるものとする。

（目的）

第1条 この規程は、助成金の適正な運用を図り、もってリハビリテーション分野の医療・福祉における開発振興及び利用者（患者）に対するサービス向上に資することを目的の研究事業とする。

（募集対象者の範囲）

第2条 募集対象者の範囲は、次のとおりとする。

1. 専門学校社会医学技術学院 教職員
2. 専門学校社会医学技術学院 卒業生
3. 専門学校社会医学技術学院 外来講師
4. 専門学校社会医学技術学院 臨床実習指導者
5. リハビリテーション分野の医療・福祉に従事する者

（研究期間及び助成金額等）

第3条 研究期間は、原則、毎年6月1日から翌年3月31日までとする。

2. 助成金額は、毎年理事長が決定する。
3. 助成金交付の対象経費は、研究事業に必要な直接研究とし、次の経費とする。
 - 1) 諸謝金（当該研究者に対するものを除く。）
 - 2) 旅費
 - 3) 開発・調査研究費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料費、借料及び損料、会議費、賃金及び雑役務費をいう。）

（公募研究課題）

第4条 理学療法、作業療法、医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、障害者福祉及び高齢者福祉とする。

2. 当財団は、毎年度機関紙「リハビリテーションのひろば」等を活用し研究課題を募集する。

(助成申請手続き及び申請書提出期限)

第5条 応募に当たっては、次に掲げる書類を当財団に3月末日までに提出するものとする。

- 1) 研究助成金交付申請書(様式1号)
 - 2) 研究助成金所要額調書(別紙1)
 - 3) 主任研究者の所属施設長の承諾書(様式2号の1)
 - 4) 分担研究者の所属施設長の承諾書(様式2号の2)
 - 5) 主任研究者の所属施設長の倫理審査承認証明書
2. 研究助成の決定通知後に、次に掲げる書類を当財団に提出するものとする。
- 1) 研究助成金振込依頼書(別紙2)

(研究課題の選考及び決定)

第6条 研究課題の選考に当たり、公平かつ適正な実施を図るため、研究助成金選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を置く。

2. 研究課題は、選考委員会の議を経て、理事長が決定する。
3. 選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(研究事業の成果報告)

第7条 研究者は、研究成果を当財団が指定する研究期間の終了後、2ヶ月以内に研究事業報告書(様式3号)を当財団に提出しなければならない。

2. 研究者から提出された研究事業報告書は、申請時の研究課題と内容を比較し審査し、研究内容の妥当性等を確認する。
3. 研究者から提出された研究助成金実支出額内訳書は内容を審査のうえ、研究助成金の交付額の確定を行い、研究者に通知する。

(研究助成金の返還)

第8条 研究者が次の各号の一に該当する場合は、選考委員会の議を経て、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、研究目的の不成功のみを理由として既に交付した助成金の返還を求めることはない。

- 一 研究者が前条第1項に規定する研究事業報告書を提出しない場合
- 二 前条第2項の審査の結果、当該報告書の研究内容が当初決定した研究課題と著しく相違した場合
- 三 前条第3項の審査の結果、既往の交付額に不要額が生じた場合にその差額
- 四 当該研究を途中で放棄した場合

(研究報告の発表)

第9条 当財団は、前条の研究事業報告の全部又は、一部を印刷その他の方法により発表することが出来る。

(刊行の届出)

第10条 研究者は、第7条の研究事業報告書の全部又は一部を刊行し又は、専門誌等に掲載する場合には、当該助成金の交付を受けて行った研究事業の成果物である旨を明記しなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、助成金に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この改正は、平成24年4月1日から適用する。
3. この改正は、平成28年4月1日から適用する。

研究助成金選考委員会規程

(目 的)

第1条 財団法人日本リハビリテーション振興会研究助成金取扱規程第6条3項に基づき設置された選考委員会（以下「選考委員会」という。）の適正な運営を図るため、この規程を定める

(選考委員会の任務及び委員の構成等)

第2条 リハビリテーション分野の医療・福祉の効果的かつ効率的開発振興等に資することを目的とした研究助成金の対象となる研究課題及び研究費の額について審議する。

第3条 組織及び委員の構成

- 1) 選考委員会は、委員10名以内をもって組織し、委員長を置く。
- 2) 選考委員会の委員長は、理事長が指名する。
- 3) 選考委員会の委員は、理事長が指名する。
- 4) 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(選考委員会の開催)

第4条 選考委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(選考委員会の庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、財団法人日本リハビリテーション振興会事務局において処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

研究助成金取扱細則

助成金取扱規定の円滑な運用を図るため、「取扱細則」を定める。

1. 助成金額は、当面1課題50万円を限度とする。
2. 助成金の公募研究課題の内訳は、単年度限りの研究課題を8課題とする。
3. 研究課題の募集は、当財団ホームページ又は機関紙「リハビリテーションのひろば」等により、行う。
なお、申請書の提出期限は、事業年度の前年度1月より3月末までとする。
4. 選考委員会の結果は、理事長名で通知する。
5. 助成金の交付方法は、交付対象となる研究等が選定された後において、その研究等の研究助成金交付申請書の内容に応じ、研究等の実施者と個別に協議してこれを決める。
6. 研究事業報告の要約版を当財団機関紙の「リハビリテーションのひろば」に掲載する。

7. 申請書等提出先

〒184-8508 東京都小金井市中町 2-22-32 日本リハビリテーション振興会事務局

TEL 042-384-1030

附 則

- 1) この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2) この改定は、平成24年4月1日から適用する。
- 3) この改定は、平成30年4月1日から適用する。